

【様式第11（その4の2） 実施報告書（充電設備） 記載内容】

様式第11(その4の2)

令和7年度補正予算 商用車等の電動化促進事業(トラック)実施報告書(充電設備) (型式ごとに提出)

充電機器	メーカー名 ^{注2} :	①
	型式 ^{注2} :	②
	製造番号 ^{注2} :	③
	出力電力 ^{注2} :	④ kW
	認証登録 ^{注5} <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 其他証明書	
台数:	⑥ 台 (総口数 <input type="checkbox"/>)	
営業所名		⑦
営業所位置(使用の本拠の位置・住所)		⑧
所要経費		金額
(1)-1 補助対象経費(充電機器・1台) ^{注3}		⑨ 円
(2)-1 基準額 ^{注4}		⑩ 円
(3)-1 上限額		⑪ 円
(4)-1 補助金所要額(充電機器・1台) 「(2)-1」と「(3)-1」を比較して少ない額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)		⑫ 円
(5)-1 補助金所要額・充電機器(「(4)-1」×台数)		⑬ 円
(1)-2 補助対象経費(工事費・全体) ^{注3}		⑭ 円
(2)-2 基準額 ^{注4}		⑮ 円
(3)-2 補助金所要額(工事費・全体) 「(2)-2」と上限額を比較して少ない額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする)		⑯ 円
(1)-3 補助金所要額・充電設備(「(5)-1」+「(3)-2」)		⑰ 円
(1)-4 充電設備の総事業費(「(1)-1」×台数+「(1)-2」) ^{注6}		⑱ 円
(2)-4 寄付金その他の収入 ^{注6}		⑲ 円
(3)-4 補助対象経費支出予定額(「(1)-4」-「(2)-4」)		⑳ 円
(4)-4 補助金所要額((1)-3) ^{注6}		㉑ 円
(5)-4 補助金交付申請額・充電設備 「(3)-4」と「(4)-4」を比較して少ない額		㉒ 円

注1 充電設備型式ごとに本様式(様式第11(その4の2))を複数枚記載して添付する
 注2 充電設備メーカーが定める型式等をそれぞれ記載する
 注3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない
 注4 交付規程別表第1 3. 基準額により算定した額とする
 注5 該当する項目に☑を付す
 注6 複数の型式の充電設備を導入する場合、(1)-(4)以降の欄は全ての型式分の合計額を記載する(例えば、(1)-4には全ての型式分の充電機器に係る事業費(工事費含む)の合計を記載する)

充電機器

①②④は「令和7年度補正 補助対象充電設備型式一覧表」に掲載されているものを記載

- ① メーカー名 注2 充電設備メーカーを記載
- ② 型式 注2 充電設備メーカーが定める型式を記載
- ③ 製造番号 注2 充電設備メーカーが定める製造番号を記載 (複数台あり記入欄数を超える場合は別紙にて提出)
- ④ 出力電力 注2 充電設備メーカーが定める出力電力を記載
単位がkVAの場合は力率を掛けてkWにて記載(力率根拠提出要)。力率不明の場合は0.8で換算
- ⑤ 認証登録 注5 該当する項目に☑を付す
- ⑥ 台数 補助対象設備の台数及び総口数を記載 (車両数≧充電口数)
- ⑦ 営業所名 : } 充電設備を導入する「営業所名」
- ⑧ 営業所位置 (使用の本拠の位置・住所) : } 「営業所の位置 (使用本拠の位置・住所)」を記載

※充電設備を導入する場合、原則として車両の「使用の本拠の位置」と充電設備の「設置場所」が一致していること及び事業者の車両の導入台数が充電設備の口数以上(車両数≧口数)であることが必要です
 ※交付申請時に「営業所名」「営業所位置(使用本拠の位置)」を記載し交付決定通知を受け、完了実績報告書提出時に「営業所名」「営業所位置(使用本拠の位置)」が異なっていた場合、様式第5(計画変更承認申請書)の提出が必要です

- ⑨ (1)-1 補助対象経費(充電機器・1台) : 注3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分を除き、1台分の補助対象経費を記載
- ⑩ (2)-1 基準額 : 注4 交付規程別表第1 3. 基準額により算定した額(公募要領巻末の「令和7年度補正 充電設備 補助率等」を参照)
- ⑪ (3)-1 上限額 : 「令和7年度補正 補助対象充電設備型式一覧表」の補助金交付上限額
- ⑫ (4)-1 補助金所要額(充電機器・1台) : 「(2)-1」と「(3)-1」を比較して少ない額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て)
- ⑬ (5)-1 補助金所要額・充電機器 : 「(4)-1」×台数により算出
- ⑭ (1)-2 補助対象経費(工事費・全体) : 注3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分を除き、補助対象設備全体の工事費を記載
(複数型式の充電設備設置工事をまとめて行う場合は、工事費を1つの型式申請にまとめて記載) ※高圧受電設備は除く
- ⑮ (2)-2 基準額 : 注4 交付規程別表第1 3. 基準額により算定した額(公募要領巻末の「令和7年度補正 充電設備 補助率等」を参照)
- ⑯ (3)-2 補助金所要額(工事費・全体) : 「(2)-2」と上限額を比較して少ない額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て)
: 上限額「令和7年度補正 充電設備 補助率等」の工事費上限額
- ⑰ (1)-3 補助金所要額・充電機器 : 「(5)-1」+「(3)-2」により算出
- ⑱ (1)-4 充電設備の総事業費 : 「(1)-1」×台数+「(1)-2」により算出
: 注6 複数の型式の充電設備を導入する場合、全ての型式分の合計額を記載
- ⑲ (2)-4 寄付金その他の収入 : なければ記入不要
: 注6 複数の型式の充電設備を導入する場合、全ての型式分の合計額を記載
- ⑳ (3)-4 補助対象経費支出予定額 : 「(1)-4」-「(2)-4」により算出
- ㉑ (4)-4 補助金所要額 : 「(1)-3」により算出
: 注6 複数の型式の充電設備を導入する場合、全ての型式分の合計額を記載
- ㉒ (5)-4 補助金交付申請額・充電設備 : 「(3)-4」と「(4)-4」を比較して少ない額